

さやだより



平成30年3月号

今月のテーマは「かかりつけ薬剤師」

◆かかりつけ薬局とかかりつけ薬剤師

◆かかりつけ薬剤師はこんな人

違う病院でもらった処方箋をいつも同じ薬局でもらっていますか？市販薬の購入について、いつも同じ薬局で相談していますか？どの薬局を「かかりつけ薬局」にするか、特に決まりはありません。お気に入りの薬局をみつけて自分の「かかりつけ薬局」にしておくと、いざという時安心です。



「かかりつけ薬局」が決まっていると
複数の医療機関から薬をもらっていても、飲み合わせや薬の重複のチェックがしやすいので安心です。また、調剤した薬、購入した薬の記録とともにアレルギー歴や副作用歴も継続して記録できるので、より安全に薬を使っていただくことができます。

顔なじみで信頼できるあの薬剤師から毎回薬を受け取りたいと思ったら「かかりつけ薬剤師」を指名できます。



「かかりつけ薬剤師」が決まっていると
担当の患者様についてしっかりと把握でき、きめ細かな対応ができます。薬のこと以外にも、健康や介護のことについて気軽に相談できます。

薬剤師全員が「かかりつけ薬剤師」になれるわけではありません。信頼される「かかりつけ薬剤師」になるためには5つの条件が決められています。下記のすべてを満たしている薬剤師が対象になります。

☆**薬局勤務経験が3年以上**

☆**週32時間以上勤務**

育児・介護休業法による時短勤務中は週24時間以上かつ週4日以上勤務

☆**勤務先薬局に1年以上在籍**

☆**医療に関わる地域活動に参加**

☆**研修認定薬剤師**

の資格取得



◆かかりつけ薬剤師の指名の仕方

お気に入りの薬局で
かかりつけ薬剤師希望であることを伝える



薬剤師から説明を受ける



同意書にサインをする



次回の処方せん受付日から

「かかりつけ薬剤師指導料」が算定される
(自己負担は1回につき30~100円)



◆かかりつけ薬剤師が実施すること

- ① 使用している薬の情報を一元的・継続的に把握します。
- ② お薬の飲み合わせの確認や説明をします。
- ③ お薬手帳に薬の情報を記録します。
- ④ 処方医や地域の医療スタッフとの連携を図ります。



- ⑤ 開局時間外も相談に応じます。
- ⑥ 血液検査などの結果を見せていただいた場合、薬学的確認をします。
- ⑦ 調剤後も必要に応じてご連絡します。
- ⑧ 飲み残したお薬や余っているお薬の整理をします。
- ⑨ 在宅での療養が必要になった場合も継続してお伺いします。



◆かかりつけ薬剤師Q&A

Q:かかりつけ薬剤師が不在の時は？

A:かかりつけ薬剤師の同意をいただく際に、その薬剤師の勤務表をお渡ししますので、来局時間の参考になさってください。臨時処方などでかかりつけ薬剤師が不在の時は、他の薬剤師が責任をもって対応します。

Q:かかりつけ薬剤師の同意を取り下げたいときは？

A:いつでも取り下げることができます。また、翌月以降は別の薬剤師を指名することができます。

Q:開局時間外にも相談できるの？

A:ご不安なことがあれば開局時間外でも、まずは電話でご連絡ください。かかりつけ薬剤師以外が対応することもあります。責任を持ってご相談に応じます。



◆お薬手帳について



※アレルギー歴や副作用歴を記載しておきましょう。

※他の病院や薬局に行ったときは必ずお薬手帳を見せましょう。

※継続した記録ができるように、複数のお薬手帳を持っている方は一冊にまとめましょう。

※「いつも同じ薬」でもお薬手帳は必要です。どれぐらいの期間同じなのか、今飲んでいる薬はいつ処方されたものかといったことも大切な情報です。

※眼科・整形外科・歯科など、目薬や湿布などの外用薬だけの処方や、臨時で数日間服用しただけの薬の記録も大切です。

※市販薬購入の記録や、病院・薬局で聞きたいことのメモなどをご自分で記入しておいてもかまいません。

かかりつけ薬剤師は患者様の**お薬手帳**のチェックが義務づけられています。お薬手帳には安心・安全を確保するための大切な役割があるからです。

